

## 経済・財政の現状と租税政策の課題

宮島 洋

小山理事長 定刻になりましたので、ただいまから講演会を始めます。

本日の講師は、東京大学教授の宮島洋先生です。

宮島先生には、昨年もこの会の講師をお願いしていますが、恒例ですので、改めて簡単に経歴等をご紹介いたします。

宮島先生は、昭和四一年に東京大学経済学部を卒業、大学院経済学研究科で研さんを積まれ、その後、国立信州大学教授を経て、昭和六〇年に東京大学経済学部教授に就任され、現在は経済学部長をしております。

先生は、租税論や財政学が専門で、これまでに日本評論社から出版された『租税論の展開と日本の税

制』、岩波書店から出版された『高齢化時代の社会経済学』、税務経理協会からお出しになった『消費課税の理論と課題』など、たくさん著書や論文を発表しております。

先生は、現在政府のさまざまな審議会等の場で政策形成に参画されており、政府税調では、最近所得課税と活躍しております。政府税調では、最近所得課税と法人課税の検討を始めたと伝えられていますが、本日は、宮島先生に「経済・財政の現状と租税政策の課題」というテーマでお話いただくこととしました。ご清聴をお願いします。

それでは、先生、よろしく申し上げます。

宮島でございます。

本日は、「経済・財政の現状と租税政策の課題」ということでお話をさせていただきます。

皆様方が期待されているかもしれないませんが、金融証券税制の詳しい話は、きょうは余りお話しするまでに至らないかもしれません。

むしろ私は、一経済学者としまして、最近の日本経済の状況なり財政というものに対して、恐らく一般でいわれている以上に危機感を持っていて、それに対する処方せんとしての財政・租税政策はもちろんあり得ますけれども、もう少し根の深い問題が現在あるのではないかという印象を持っておりますので、そのことからお話をしたいと思っております。

## 一、構造変化への不安と自己防衛

たまたま昨年から学部長を務めておりまして、卒業式や入学式で学生諸君にいろんなあいさつをしたり、話す機会がございますけれども、実は、今東京大学だけではなくて、他の国立大学や私立大学も含めまして、大学全体に非常に大きな変化が起こってきております。大学の中が変わっているというよりは、受験生の態度が非常に変わってきている。率直に言えば、我々の経済関係あるいは商学、経営関係に対して、非常に人氣が低落しております。これは前からそういう傾向がございますが、特に昨年からはその傾向が極めてはっきりしてまいりまして、そのかわりと申しますか、受験生の志向が、医学部と法学部へ流れてきている。それともう一つ、ついでに申し上げます

と、今年度、東京大学には三千七百人の学生が入学しましたが、女子学生が一気に百人近く減りました。

こういう変化は、それだけとって見れば、いろんな解釈の仕方があるかと思えます。我々が、学生や親御さんたちと接したりするときに、なぜそういう志向になってきているのかについて話してみますと、率直に言えば、産業界及び官公庁に対する不信、というよりは期待が非常に低下してしまっている、それをどうやってカバーするかという、司法試験なり国家試験の資格を取って、個人で何とか生きられる道を考えるという志向に動いてきている。もちろん全部がそんな傾向にあるわけではありませんが、全体としてそういう傾向が非常に強い。例えば、ことし東京大学に応募する女子学生が減ったのは、聞いてみると、かつては、少し勉強ができて成績がよかったですと、

東大を受けてみなさいといわれて受けていた学生が多かった。ところが、そういう学生が、最近では地方の医科大学とか、私立の医学部にどんどん進学をしている。

つまり、はっきり言えば、組織としての産業界、あるいは組織としての官庁に対して、極めて期待が薄らいできていて、後は個人で資格を取って何とか生きるという方策で、親御さんがまずそういう認識で、それを子供に勧めている。だからそれは子供の認識ではなくて、今の四〇〜五〇代、あるいは六〇代も含めた大人の世代がそういうリスク回避を必死にやろうとしている。

なぜそうなっているのかは、これからおいおいお話ししたいことの一つでありますけれども、やはり、バブル後の不況ということがあると思います。それにプラス行政改革、あるいは規制緩和といった、一種の構造改革が重なっている。それに

関しては、我々は、規制緩和にしても、構造改革にしても、それを新しい機会あるいはビジネスチャンスが広がるという形でとらえていた。ところが、多くの方々は、旧来のシステムが変わるために、そのリスクを非常に高く、重く評価している。

別のことからいえば、例えば競争という概念にしても、本来、競争によってそれだけ機会が広がり、選択の幅が広がる、その中での競争というところで、自分の能力を試す、あるいは磨きをかけていくという認識をとるケースもありますが、従来、競争社会に慣れていない人にとっては、それが非常に大きなリスクとなってくる、ですからいかにリスクを回避するかということに、今の日本社会全体が向かっているということになっている。

私は、これは過渡期の現象だと思っております。しかし、その過渡期というのは、そう短いも

て、実はこの何年間かの日本が、経済政策あるいは財政政策を少し取り違えてきたところがあるのではないかと、私は率直に考えております。

一つは、我々の言葉でいえば、供給サイドに対する政策に非常に偏っていたというのが私の認識です。供給サイドというのは、長い目で見た、いわば成長に対する関心でありまして、それは主に貯蓄と労働に対する関心です。経済が長期にわたって一定の潜在的な成長力を持つてくるかどうかは、確かに、労働と貯蓄に依存するところが非常に大きい。家計貯蓄率が減少してくれば、それだけ投資等に使われる資金が減少してくる。あるいは労働力が減少すれば、それだけ供給力が落ちる。これは、当然のことではありますけれども、我が国の場合には、ここ一〇年ぐらいにわたって、供給サイドの政策を極めて重視する政策をとってきたと思われれます。

のではない。極端に言えば、我々の世代といいますが、今の四〇〜五〇代の世代の人たちの競争とリスクに対する意識や考え方が変わらないう限りは、なかなか変わるものではない。

そういう意味では、例えば今の学生にとって直接の問題は、雇用についてでありまして、それが非常に不安感につながっている。就職についての考え方も随分変わってきている。受験生も変わってきている。つまり、若い世代の行動のバックにあるのは、恐らく我々の世代の考え方だろうと思うのです。そういう世代の考え方が今の日本の社会なり経済に及ぼしている影響が、私は非常に大きいというふうに考えております。

## 一、政策を誤らせた高齢社会論

もちろん、そういう考え方の問題だけではなく

もう一つ、供給の反対である需要サイドの政策が、ある意味では軽視されてきたといっているかと思えます。

皆さんご承知のとおり、貯蓄と消費の関係は、平均的な貯蓄性向が上がれば平均的な消費性向が下がるという当たり前の関係にあります。どういう時点で、どういうペースタイプで、どちらを重視するかという考え方は、経済政策にとっては一つの大きな選択肢であります。供給サイド、つまり貯蓄とか労働力を極めて重視する政策をとってきた、逆にいえば、総需要とか投資、あるいは消費に対する政策が、この間十分ではなかったという印象を持っています。恐らく、それには二つの大きな原因があると思います。

一つはもちろん、赤字が大きく超過している日本の財政政策のあり方、もう一つは高齢社会論です。

確かに、私自身も、随分前から高齢社会論に関心を持って、いろんな議論をしてまいりました。

しかし、我々が意図しているよりもはるかに、高齢社会論が経済に対して悪い影響のみという形で議論されてきた。これは率直に言って、いろいろマスコミの問題であったり、経済界の問題であったりしますが、高齢社会に対する極めて pessimistic ティックな見方がそこに増幅されて報道され、議論されてきたのではないのでしょうか。

例えば、高齢社会になると、社会保障費が増大して財政赤字が膨らむ。財政赤字が膨らめば、当然利子率が上昇する。利子率が上昇すれば民間投資が削減されるか、為替レートが上昇して輸出が減少する。こういうシナリオだけを考える。

あるいは、高齢社会のもとでは、一般に家計貯蓄率が低下する。これは、ライフサイクル理論という極めて単純な理論ですが、要するに貯蓄をす

というわけではありませんが、私にいわせると、やや粗雑な議論ではないかという気がいたします。

例えば、今お話ししましたように、高齢者というのは本当に消費するだけなのか。日本の家計貯蓄率は一般に高いというときに、高齢者の貯蓄率もかなり高いことはよく知られておりますけれども、そういう貯蓄に対する考え方が、やや粗雑ではなかったかという気もいたします。

高齢社会論のもう一つの大きな柱は、労働人口の減少でございます。表1に将来人口推計の一部が入っておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

二〇二五年ぐらいまでに、一五歳～六四歳の生産年齢人口が、約一五〇〇万人強減少する。これは、もう確実でございます。これから三〇年ぐらゐの間に約一五〇〇万人も減少していくのは、確

るのは若い世代で、高齢者は消費をする世代だと考えますと、若い世代の将来の国民負担率は上昇し、貯蓄は減少する、高齢者は年金をもらっても、それを消費するという考え方に立てば、高齢化が進むと貯蓄率が低下していく。ですから、高齢社会は、一方で貯蓄率の低下、他方で財政赤字の拡大をもたらす可能性が極めて強い。そうなれば当然、先ほどもお話ししましたように、利子率が上昇して行って、民間投資が削減されるなり、あるいは輸出が減少する形で経済が悪化する。こういうことが当然のごとく前提にされた議論でもあります。

ですから、この間の日本の財政政策の考え方によると、まず一つは財政赤字をいかに減らすか。つまり、財政面では、将来の世代への負担の転嫁をいかに減少させるかということに大きなウェイトが置かれてきている。このこと自身が間違いだ

表1 将来人口推計 (中位推計：万人)

	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	変化幅	変化率
総人口	12,557	12,689	12,768	12,762	12,644	12,413	12,091	▲ 466	▲ 3.7
0～14歳	2,003	1,860	1,824	1,831	1,794	1,699	1,582	▲ 421	▲ 21.0
15～64歳	8,726	8,642	8,444	8,119	7,662	7,381	7,198	▲ 1,528	▲ 17.5
65歳以上	1,828	2,187	2,501	2,813	3,188	3,334	3,312	1,484	81.2
0～14歳割合	16.0	14.7	14.3	14.3	14.2	13.7	13.1	▲ 2.9	
15～64歳割合	69.5	68.1	66.1	63.6	60.6	59.5	59.5	▲ 10.0	
65歳以上割合	14.6	17.2	19.6	22.0	25.2	26.9	27.4	12.8	
扶養者人員	4.8	4.0	3.4	2.9	2.4	2.2	2.2	▲ 2.6	

国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』平成9年1月推計

かに社会的な変動としては非常に大きい。労働力人口が大幅に減少すれば、当然、賃金コストが将来上昇するだろう。この労働力人口の減少は、もちろん労働力が減少することだけでも供給に対して悪い影響を及ぼすわけですが、それだけではなく、賃金上昇によって企業のコストが上がり、競争力が低下するであろう、という推論になります。

ですから、高齢社会論というのは、一方では財政赤字の拡大あるいは家計貯蓄率の低下を通じて、利子率の大幅な上昇をもたらすとともに、労働力人口の減少をもたらすという考え方で、こういう形で日本の将来の総供給をになう資本と労働の二つの組み合わせに非常に悪い影響を及ぼす。この認識が当然のごとく語られ、それが極めて深刻に語られてきた。そのことが、さっき申しましたように、財政政策の選択にしても、経済政策の

選択にしても、供給サイドへの働きかけを重視する政策に偏る一つの原因になってきたと思われるます。

しかし、例えばこの高齢社会論というのを考えてみますと、先ほど申しましたように、幾つかの前提条件で成り立っているわけです。例えば、貯蓄というのは、高齢者は貯蓄をしないという前提でほとんど議論をされている。しかし、本当にそうなのかというと、高齢世代もかなり貯蓄をしていることは、よく知られております。

それから、生産年齢人口が減ることも間違いない。しかし、それが直ちに総供給に影響を及ぼすかどうかは、技術革新の問題なども入ってきますが、例えば高齢者が働くということを考えれば、随分様相は変わってくる。

もっと端的に申しますと、こういう開放経済のもとでは、労働力の不足は容易に海外から調達で

きる。それは必ずしも外国人労働者を入れるということだけではありません。労働集約的な産業が生産する生産物を外国から輸入すれば、それだけ労働力を輸入しているのと同じ効果になります。あるいは、日本から海外の労働力の豊富な国に企業が移転するというのも、一種の労働力の輸入に近い。

実際に今起こっていることは、もちろん、雇用調整のような面もありますけれども、しかしより長期的に見たときに、今申しましたように、労働力の不足が予想されれば、当然、企業としては労働集約的な産業を海外に求めるでしょう。それが輸入という形であれ、あるいは海外に対する直接投資であれ、労働力の調整をそういう形でみずから既に行ってきたるわけであります。もっと直接的に言えば、外国人労働者が将来日本に大幅に入ってくることも、一つのシナリオであります。

日本の人口推計の大きな特徴は、封鎖人口のものと推計されております。封鎖人口というのは、海外との間の人口移動がほとんどないという前提であります。これは確かに、今日までの人口推計のもとでは妥当する仮定でありましたけれども、果たして今後それが妥当する仮定なのかどうかというのは、やや疑わしい。ですから、高齢社会論というのが、家計貯蓄率なり財政赤字の拡大を通じて、あるいは労働力人口の減少を通じて、将来の日本の供給能力や成長力に対して悪い影響を及ぼす、したがって、そのための政策が第一だという考え方が、本心に正しい考え方なのかどうかは、今申しましたように、いろんな議論の仕方があります。私は、それは必ずしも正しい見方はなかったのではないかという気がしております。

特に、高齢社会論というものは、封鎖人口の仮

定でありますとか、企業や労働が余り移動をしないという世界を前提に置いたりとか、高齢者は貯蓄をしないとか、そういう状況のもとで語られてきた。そういう高齢社会論というものが、逆に政策の考え方を誤らせた面があるのではないかと考えております。

### 三、混乱している国民負担率論

私は、実は同じような問題が国民負担率の議論にも当てはまると思っております。これは、高齢社会論と同じぐらい一般市民権を得ている議論でございまして、国民負担率を下げる、あるいは国民負担率を抑制することをほとんどだれも疑わない。そこに非常に高い価値を置く政策で、これは、当然産業界でも主張されておりますし、一般消費者もそういうことを主張されております。

これは一見、疑う余地のない議論であるかもしれませんが、四月二九日の日本経済新聞に「検証一六兆円対策」という記事が載っております。これに、こういうふう書いてあります。「消費税率の二%引き上げ、所得税・個人住民税の特別減税の中止、そして医療保険の自己負担引き上げと、政府は九七年度に総額九兆円の国民負担増を強行した」。恐らく読んでいる方ほとんどは、なるほどと、違和感がないと思います。

ですが、医療保険の自己負担引き上げも含めて全部一緒くたにして、国民負担といっているわけです。国民負担の定義からいえば、これは間違いです。国民負担というのは、租税負担と社会保険料だけをいっているわけで、通常の議論からいえば、この記事は間違いです。しかし、これが常識的になるほどと納得させるのは、恐らく医療保険の自己負担引き上げは負担だというふうに、皆さんがお考えになっているからだと思うのです。

我々研究者は、特にこういう議論を皮肉っぽく見る傾向がありますが、テレビを見ていると、新聞を見ていると、一体何やっているんだらうというようなことを、平気でニュースキャスターがおっしゃっている。

例えば、「医療保険の自己負担」というのは、本来、利用時自己負担といって、これは国民負担には入っていないものです。経済界の人たちは、

これは一見、疑う余地のない議論であるかもしれませんが、四月二九日の日本経済新聞に「検証一六兆円対策」という記事が載っております。これに、こういうふう書いてあります。「消費税率の二%引き上げ、所得税・個人住民税の特別減税の中止、そして医療保険の自己負担引き上げと、政府は九七年度に総額九兆円の国民負担増を強行した」。恐らく読んでいる方ほとんどは、なるほどと、違和感がないと思います。

しかし、これをよく読むと、非常におかしな記事です。なぜかというところ、消費税率の引き上げと所得税、住民税の特別減税中止というのはいいの

むしろ上げる上げるといってきたわけです。つまり、自己負担を上げることによって公費負担とか社会保障負担を減らせ、あるいは自己負担を上げることによって医療需要そのものを抑制しろということなんです。「小さな政府」論は、ある意味では自己負担引き上げ論と全く同じことになります。

ところが、例えば医療は、自己負担が上がったからといって、そう簡単に医者に行くのをやめるといふわけにはいかない。経済的にいえば、価格に対しての需要の弾力性が小さい分野は、ある意味では強制的な負担と同じような意味を持ってしまふ。私たちが保険医療を受ける場合には、必ず窓口で一定の自己負担を払うことが義務づけられております。それを払うことなしには保険医療を受けられない。保険医療のコストの財源は、ご存じのとおり、一つは医療保険の保険料、もう一つは、国や地方からの公費の補助、そしてもう一つ

表2 1993(平成5)年度決算の国民負担(億円:%)

	金額	国民所得比
国民所得	3,727,500	-
国民負担計 1: A+B	1,364,024	36.6
国民負担計 2: A+B+C	1,528,314	41.0
国民負担計 3: A+B+C+E	1,561,728	41.9
国民負担計 4: A+B+C+E+F	1,581,728	42.4
国民負担計 5: A+B+D	1,659,467	44.5
国民負担計 6: A+B+C+D	1,823,757	48.9
租税負担計: A	907,055	24.3
国税	571,142	15.3
地方税	335,913	9.0
社会保障負担計: B	456,969	12.3
年金	201,236	5.4
医療	134,081	3.6
雇用・労災	35,115	0.9
共済組合等	86,537	2.3
国・地方税外収入: C	164,290	4.4
国一般会計税外収入計	58,961	1.6
地方普通会計税外収入計	99,981	2.7
国特別会計固有収入	5,347	0.1
公債発行(租税代替): D	295,443	7.9
国債	161,740	4.3
地方債	133,703	3.6
医療・福祉利用時自己負担: E	33,414	0.9
保険医療患者一部負担金	24,606	0.7
社会福祉法人事業収入	8,808	0.2
家族介護機会費用: F	20,000	0.5
企業法定外福利厚生費	?	?

(資料) 大蔵省『決算の説明』、自治省『地方財政白書』  
 経済企画庁『民間非営利団体実態調査』  
 厚生省『国民医療費』、大蔵省『法人企業統計年報』

しかし、よくいわれますのは、恐らく今年度予算や来年度予算などがその典型的な予算になりますが、例えば租税負担や社会保障負担を抑えることによって、公債発行がふえる。公債発行というのは、一種の租税の代替財源的な意味合いを持ちますので、それを無視して国民負担を語りますと、一方的に公債を膨らませて国民負担率を下げる財政政策が極めて容易になってしまふ。そのため、財政赤字も含めておこなければ、国民負担は本来把握できないという見方が有力なわけです。

が患者の自己負担と、この三つから成り立っているわけです。価格に対して余り需要が変化しないようなサービスに関していえば、もし公費負担を減らしたり保険料を下げたら、自己負担を上げざるを得なくなってくる。恐らく多くの人のとって、病院に行つて、自己負担分を払うときには、これは価格というよりも、税金や社会保険料と同じような感覚で考えるのではないのでしょうか。ですから、さっきの記事のようなものが、むしろ素直に受け取られる。

しかし、経済的にいえば、あるいは従来の日本の国民負担率の議論からいえば、むしろ自己負担を引き上げて、租税負担や社会保障負担を減らせという議論をみんな一生懸命やってきたわけがある、あるいは混乱しているというべきでしょうか。ですから、この何年間か、社会保障に関する

日本の財政政策の面で申しますと、これは明らかに社会保険料の料率を抑制する、しかしその一方で、例えば医療の自己負担でありますとか、社会福祉関係の利用料金を引き上げるといった政策をとってきている。

まさにこれが「小さな政府」論のやり方なわけであります。ですから、国民負担という考え方も、国民や経済界は一体何を求めているのか、租税負担とか社会保障負担を減らすことだけで済むならば、それは確かにハッピーなことかもしれないが、必ずしもそれでは済まない問題が出てきている。

表2を見ていただきたいと思ひます。

一般に議論されている国民負担率というのは、国税と地方税の「租税負担計」と、「社会保障負担計」を足したもので、これは、一番上のA+Bという国民負担計2であります。

例えば、国民負担計5というところに、「租税負担計」、「社会保障負担計」と「公債発行」を足したものが書いてあります。そうすると国民負担は四四・五%になる。表面的には三六・六%で大きい、小さいという議論をしています。財政赤字まで含めると四四・五%になる。一体どちらが国民負担としてよい概念でしょうか。

先ほど申しましたように、実は租税負担とか社会保障負担ではありませんが、国の特別会計でありますとか、地方の公営企業のように、例えば水道料金とか下水道料金は使わないわけにはいかないということ、料金で取っているものがあります。これは国民負担に入りませんが、しかし、料金が高いから使わないという選択はできない。これは、一種の国の税外収入とか、公営企業の収入といったものでありますが、そういうものも、当然負担として考えなければいけないのではない

という見方もできますし、アメリカ型のように、社会保障負担を大幅に減らす政策をとれば、恐らくもっと下がる政策も可能でしょう。しかし、それはあくまでも制度上の表向きの問題であります。恐らく、今国民が消費を控えるというのは、将来、租税負担が引き上げられるとか、社会保障負担が引き上げられるということだけではなくて、医療の自己負担が上がる、あるいは社会福祉に關しても、利用料金が上昇するであろうということも含めて、かなり自己防衛的な方向に動く可能性があるからです。

これまで私が、前段の話として申し上げましたことは、高齢社会論にしても国民負担率の議論にしても、かなり常識化して、当たり前のようになっている。こういう議論が経済政策や財政政策に及ぼしている影響は、非常に強い、しかし、我々から見ると、粗雑だといってはおかしいけれ

か。

それから、Eというところに、「医療・福祉利用時自己負担」と書いてありますが、これは先ほど申しました医療の自己負担の部分であります。これも国民負担として当然加えられなければおかしいという議論も、当然あり得るわけであります。ですから、国民負担計4になると赤字は入れておりませんが、四二・四%ぐらゐまで膨らむ。さらに赤字まで加えた国民負担計6では四八・九%になる。

むしろ日本の広い意味での国民負担というのは、もう五〇%になっていると私は考えるべきだと思います。しかし、それを租税負担と社会保障負担だけに限ってみれば三六・六%でとどまっている。これは、国がどういう政策をとるかということと裏腹の関係にあります。ヨーロッパのような政策をとれば、日本の国民負担は五〇%近いと

ども、例えば高齢社会論についていえば、かなりステレオタイプの見方であり、国民負担についても同じような見方がある、この間、主にその見方に従う形で、供給サイドの長期の成長力を重視して、経済政策も財政政策も継続的に打ってきている、それが総需要政策の軽視ということ、これが、この間の不況に対処できなかった大きな原因だろうと私は考えております。

#### 四、メッセージとしての恒久減税

昨年の春から、財政構造改革会議がスタートし、六月には基本的な答申が出て、それに基づいて財政改革法が成立しました。

この財政改革法のねらいは、まさに今お話ししたような、将来の財政赤字をいかにコントロールするかということに最大の重点が置かれているわ

けです。ちょうどEUと同じようでありませんが、二〇〇三年度を目標に、財政赤字のGDP比を三%以内に抑える、特別国債を減らすということが中心になっておりました。

そこにある考え方は、先ほど申しましたように、将来財政赤字が膨らむと、資本市場が圧迫されて利子率が引き上げられることになるだろう、あるいは、それを避けようとするれば、マネーサプライを増大させるのでインフレが起こる可能性が強い、あるいは、海外から資金を輸入すれば、双子の赤字に陥るといふ、こういう将来の供給サイドへの不安がある。そこには、当然高齢社会論なり、国民負担率論が背後にあった。それが中心であつたわけでありませぬ。

しかし、ご存じのとおり、財政というのは、一面では総需要に対する影響力を持っているわけでありまして、政府の支出は、直接的な需要を形

のです。短期的という意味は、非常に短い期間といたつても、数日とかそういう意味ではありませんで、単年度の性格が非常に強いということを知っていた方がいいわけです。

皆さん憲法を余りお読みになることがないと思いますが、憲法には財政に対する規定がかなりはっきりと述べられています。憲法は、金融に対しては一言も触れておりませぬ。証券にも一言も触れていないのです。ところが財政に関しては、憲法から財政法に至るまで、規定が非常にしっかりとできておりまして、例えば予算にしても、財政政策は全部国会の議決が必要である、あるいは、予算というのは必ず衆議院に先議権があつて、ご存じのとおり、衆議院で成立しますと、参議院がほつとも三〇日で自然成立する。こういうのは、ほかの法律にはない特徴であります。それだけ予算というのは、憲法以下のコントロー

成しますし、租税政策は、投資なり消費への影響を通じて、間接的には総需要化してくる。

成長というのは、労働力の利用なども含めた、供給と需要のバランスをとつた増大ということが、当然前提になるわけでありませぬ。供給側の問題を重視することは、総需要の方はある意味でついてくるという考え方に近かつたと思ひます。ところが、実際にはそうなつてこなかつたというところが、今回の不況なり、さらに根底にある不信感、あるいは期待の減少ということにあらわれているのだと思ひます。

ただ、少し事細かくいつておかなければなりませぬことは、今金融政策が、金利政策にいたしましても、ある程度出るところまで出てしまつていて、これ以上出動できない段階で、財政に対する期待が非常に大きくなつてきているわけです。しかし、財政というのは、本来短期的な性格のものな

ルが強い。なぜ強いかというと、政府に勝手なことをさせない、政府が勝手に課税をしたり、余計な支出をしないように議会は監督をする。これは、アメリカでも、イギリスでも、フランスでも、どこでも同じであります。近代の市民社会以来の基本的な考え方です。

財政というのは、もともと非常に鈍く、そういう意味では機動的ではないのです。しかも、単年度が原則でありますので、政策というのはどうしても単年度ベースで動かざるを得ない。ですから、財政というのは、そういう意味では一種の呼び水政策として期待されるわけです。呼び水政策というのは、例えば投資とか消費、雇用といったような、特に投資とか雇用のような長期の意思決定に合わせて調整される性格のものではなくて、財政が動くことによつて民間の反応を引き出すという目的があるわけです。

先ほど単年度と申しましたけれども、もちろんそれは、いわば単年度の政策を積み重ねる、あるいは今回の中期財政計画のように、二〇〇三年度とか、二〇〇五年度といった中期の財政政策も可能でありますけれども、それは比較的珍しい例であり、あくまでも単年度の積み重ねということになります。ですから、財政の場合には、民間がいかにそれに反応するかが極めて重要な点でありまして、その点から、恐らく今、恒久減税といううなことが非常に期待されているのだらうと思います。

つまり、特別減税を単年度で打つても、翌年度にはそれが廃止されるだらう、そうすれば、その後には増税が待っているから、単年度減税が行われなくても消費はふやさない、あるいは投資はふやさない、そういう意思決定なのです。ですから、なるべくそれを恒久化することによって、投資や消費

に閉鎖的であった。ですから、政府が行う財政政策は、国内には行き渡るが、海外には漏れないという面がかなり強かったのだらうと思います。

しかし、今のような経済のもとでは、政府の打った総需要をふやす政策が、海外に漏れてしまう可能性が非常に強い。輸入増でありますとか、資金が直接投資や間接投資の形で海外に流れるというようなことであります。国内での雇用の増大とか生産の増加につながるかどうかは、閉鎖的な経済に比べると、随分状況が違ってきている。むしろ、今日本などでは、海外からいかに資本が入ってくるか、これは証券投資の世界もそうかもしれません、もっと直接的な意味で、雇用を拡大する意味での海外からの資本の輸入を期待している状況だといっていいと思います。ですから、そういう政策の方が重要なのではないか。そういう点では、確かに、きょうお話をいたします法人

の長期的な意思決定に影響を及ぼそうというのが、恒久減税の発想ということになります。

もちろんそういう考え方は、確かにそのとおりというべきでありますけれども、一方で、先ほど申しましたように、今の日本の経済や社会の状況などを考えますと、それにそう期待ができるのかという点と、どうもそういえない面がたくさんございます。

例えば、経済にとって非常に大きなショックがあり、大きな問題が起こったのは、石油ショックのときです。それは、日本の場合には割とうまく切り抜けている。もちろん、当時日本の高齢化は余り進んでいなかったとかいう議論があるかもしれませんが、私は、そのポイントは、基本的には閉鎖経済にあったと思います。閉鎖経済という言葉の方は極端な言い方ですけども、例えば輸入とか資金の移動に対しては、現在に比べるとはるか

税減税でありますとか、金融・証券関係の税制の改正が、一つの大きなインパクトを持ち得るのだと思います。

ただ、これは一種のケインズ政策的な発想でありますけれども、それに対して、例えば大蔵省がなぜそういう考え方を十分受け入れないかということになりますと、それは、私は理屈の問題ではないと思います。その意味は、多くの方々がおっしゃっていることは、恒久減税を打つ、しかし財政赤字の拡大を抑えるために、歳出減、行政改革や財政構造改革をきちっとやる、この二つを組み合わせることが唯一のシナリオだということで、それは、理屈の上では間違いないのですが、ただ、歳出減、あるいは場合によっては増税というような政策を機動的にとり得るかどうかということに対しては、我々も含めて、余り楽観論はない。

確かに、当面、総需要政策として恒久減税を行ふ必要性は大きく認識されているけれども、経済がある程度回復した段階で、今度は増税基調に転ずることがうまくできるのかどうか。もしそれができないと、財政赤字だけが残ってしまう。というのは、今の日本の財政赤字の状況は、必ずしも完全雇用状態になっても解消できるものでないというのがほぼ一致した認識です。つまり、名目成長率で三％〜四％、失業率が二％とか一・五％ぐらいの状況で経済が進んだときに、今の財政赤字は解消できるかというところと解消できないだろう。だから、どこかの段階では、その財政赤字を縮小するために必ず増税が必要になってくる。そういうことに対して、それはうまくいかないという認識が強いために、こういう恒久減税に対して余り積極的ではないという議論に陥りがちであるということなのです。

のは常識です。そういう点からも、恒久減税に対して必ずしも有効ではないという議論が当然あるわけでありませぬ。

しかし、先ほど申しましたように、今の日本の総需要の支出面での政策は、開放経済のもとでかなりの漏れが出てくる可能性があつて、従来考えているほど大きいものとは思われない。そういう点でいえば、減税の方がより確実な効果が期待できるのではないかという議論が出てくるのは当然ではあります。ただ、私は減税については、むしろ期待に及ぼす影響だと思つたのです。それが直接に消費となつて総需要を構成するというよりも、むしろ減税政策を打つという意味のメッセージではないかと思つてます。

つまり、政府がこういう政策を打つことによつて、例えば、産業や企業に対する信頼感を高め、雇用に対する不安をいかに解消するか、あるいは

そういう点で、財政政策が、総需要をあるときは拡大するように働き、あるときは抑制するように増税政策なり歳出減なりを行うというつり合いのとれた政策がとれることになれば、恐らくこういう考え方は随分変わっていくと思つてますが、やはり行政の世界なり政治の世界において、それがそう簡単にはいかないということが当然出てくるわけでありませぬ。

あるいは、理屈から申しますと、減税は企業なり家計に一たん所得増となりますけれども、総需要として見た場合に、それが総需要を構成するのはそのうちの限界消費性向の部分なり投資サイド部分でありまして、貯蓄に向けられたりあるいは借金の返済に充てられてしまつては、総需要を構成いたしません。それに対して、政府の支出はまずその場で総需要を形成いたします。ですから、乗数効果でいいますと、減税の方が小さいという

は、高齢社会を前にして将来の不安が非常に高まつているときに、それをいかに解消するか、その一つの象徴的なメッセージとしての意味合いがそこに込められているのではないかと思つてます。

あるいは、財政構造改革法の改正の中で、社会保障に関して、九九年だけは条件を外すということをしたかもしれませんが、これなども、年金を下げるぞ、医療の自己負担は上げるぞという一方だけの社会保障改革の中で、そういう方向だけではないというメッセージを若干送ろうという意味であり、企業経営に対する不安、雇用に対する不安あるいは老後に對する不安を少しでも和らげる意味合いを持つならば、それが総需要に対する影響として恐らくあり得るだろうと思つてます。

しかし、私は、財政政策に対してそれほど強い信頼感を持っているわけではありませぬ。日本の場合には、根本は、産業構造の調整が進むことに

よって新しい成長産業が出てくる必要がある。リスクの高いものであっても、そういう産業が出てこない、基本的な点で、日本の経済に及ぼす影響はそれほど大きくないと考えております。今のところ、どうも日本の成長産業は情報通信産業ぐらいでございまして、新しいリーディング産業がなかなか生まれてこない。産業構造の調整が非常に長引いているところに根本の原因があるだろうと私は思います。

先ほどちょっと学生の話をしてきましたが、こゝとあたりは、正直いって、確かに銀行、証券の人氣は極めて落ちております。しかし、学生諸君にいうのですが、構造調整の後のアメリカを見ればいい。アメリカにとって非常に大きい成長産業は、ハイテク産業と投資銀行のような産業です。学生諸君にしても、親御さんにしても、短期的な見方しかできない。今ぐあいが悪いと、そこへ行

くなという発想が強い。

しかし、産業構造の調整あるいはマーケットの調整が終わった段階で、一体どういう産業がリーディングになり景気を引っ張るのか。もちろん産業によっては海外に移転することによって活路を見出すこともあるかもしれませんが、日本の場合にも、いずれ情報通信のようなハイテク産業、それから銀行、証券のような産業は、構造調整が終われば、またそれがリーディング産業になっていく面は当然あるわけでありまして、そういう点で、今の経済は、産業構造調整に行政改革が重なり、高齢社会が重なっている中で悲観的な議論が非常に大きいわけでありまして、それは考え方であろうと私は思うのです。我々の考え方は身が大きな変化を遂げる中で、私は日本の社会は大きく変わっていくだろうと考えております。

## 五、アメリカ型税制かEU型税制 か、デンマークの教訓

今後の租税政策については、私は二つの点をお話したいと思えます。一つは、先ほど国民負担のことでお話しいたしましたように、租税政策と今後の政府のあり方との選択は割とワンセットの議論だということでもあります。どういうことを意味しているかという点、極端に言えば、モデル的にいいますと、将来の日本はアメリカ型の政府と租税構造を求めていくのか、あるいは今EUがいろいろな形で随分変わってきておりますけれども、基本的にはEU諸国のような政府のあり方と租税構造を求めようとしているのか。第三の道があるかもしれないけれども、恐らくその二つがモデルだと思っております。

もう少しわかりやすく申しますと、アメリカには医療保険がございません。ございませんとという語弊がありますが、日本の政管健保のようなサラリーマンを対象にした健康保険はなく、あるのはメディケアと呼ばれる高齢者向けと、日本の生活保護の中の医療扶助に等しいメディケイドの二つだけあります。公的年金もあることはありますが、日本に比べますとレベルはそれほど高くない、アメリカの場合には、サラリーマンは企業年金、特に抛出型の年金に多く依存している状態です。

もう一つ、アメリカは連邦国家でございまして、日本のような地方交付税の制度はない。地域は地域で勝手にやれ、連邦政府がそこに地方交付税のような調整資金を出したり、大きな補助金を出すことはしない。

こういう政府のあり方でありまして、日本の中

で地方交付税が抜けてしまふ、あるいは、医療保険の公費、社会保険料が抜けてしまふ社会を考えればいいわけで、政府そのものが機能的にも規模的にもかなり小さくなる。したがって、税収規模は余り大きくなくて済むので、アメリカは依然として所得税で税収のほとんどを上げる世界になっている。

アメリカも、地方には売上税のようなものがありますが、ウエートはかなり小さい。連邦全体で見ますと、所得税でほとんどの税収を上げる。法人税のウエートも最近下がっています。そういう一つのモデルがあるわけです。

それに対して、例えばドイツ、フランス、あるいは北欧諸国はやや極端な例かもしれませんが、EU諸国の場合には、日本と同じように公的な年金保険があり医療保険があり、ドイツには介護保険があります。それから、大学なども国立大学が

助努力を意味するわけでありまして、あるいはリスクを自分が負うということです。そういう経済制度なり財政制度が本当に日本の国になじむのかどうかに対しては、私はそう思っていない。

それは、無論人それぞれの考え方があると思います。私のように完全な専門職は、今は公務員のウエートが九九%になってしまいました。学部長などしていないときはそれが五〇%ぐらいで、残りは原稿を書いたり、自営業に近いような仕事をしておりますから、リスクを負うとか、競争に対しては、ほとんど抵抗感がないのです。ほとんど個人ベースでやっているわけです。しかし、企業組織とか官庁組織、あるいは従来の日本の考え方から行くと、個人でリスクを負う、あるいは全く個人ベースで競争する社会に本になじめるのかどうかということに対しては、必ずしもそうもいえないのではないかと思います。

圧倒的に多い。電気通信などの分野でも、国のコントロールが比較的強い。もちろん高齢化も進んでいます。そういう国では、逆にいうと政府の機能が大きくなりますので、課税水準もかなり高い。今日の日本の国民負担率は四〇%弱ですけれども、EU諸国は平均すると、五〇〜六〇%ぐらいになる。

我々が今後どういう政府を選択しようとしているか、それは課税水準とワンセットの選択になっている。ちゃんといろんなことをやってくれる政府を選択しながら、課税水準が低いというわけにはいかない。今後どういう政府を選択するのかということが一番基本であると思います。

しかし、日本の国民は一体何を望んでいるのだろうかということについては、私もよくわからないのです。ただ、アメリカ型の政府なり課税水準を選ぶということは、当然それなりの競争とか自

ではここでEU型のモデルなのかということ、これまで経済の効率性という点から見ると問題があると思います。表3を見ていただきますとわかりますが、EUというところすぐ付加価値税を思い浮かべて、付加価値税のウエートが高いといわれますが、実は所得税のウエートの方がもう少し高いのです。そういう意味では、付加価値税と所得税と社会保険料で「大きな政府」を維持していることになりませんが、それではそのような政府なり租税制度の選択になるとどうかというと、これまた必ずしもそれでいいんだということもいえなくなっている。

我々は今後どういう政府なり租税制度を選択すべきなのか、個人的な考えを申しますと、日本は「小さな政府」、いわゆるアメリカ型の政府のあり方なり課税のあり方を求めるのは合わない。合わないというのは、もちろん日本の社会のあり方と

表3 税収(中央・地方)・社会保険料収入の構成比率の国際比較(%:1994年)

	高齢比率	総収入	社会保険料	被用者		租税収入	個人所得税	法人所得税	財産税	財・サービス税	消費課税		個別	
				被用者	事業主						一般	個別		
デンマーク	15.3	100.0	3.1	2.5	0.6	96.7	53.7	3.7	3.7	32.0	30.4	19.4	10.9	
スウェーデン	17.5	100.0	27.3	2.0	24.7	72.9	36.7	5.5	3.1	25.9	25.3	15.9	9.4	
オランダ	13.1	100.0	42.0	27.2	6.5	58.0	20.3	7.2	4.1	25.9	23.3	14.6	8.5	
フランス	14.5	100.0	43.3	13.2	26.8	56.5	14.1	3.6	5.2	27.2	26.3	17.2	9.1	
イタリア	16.3	100.0	31.2	6.7	20.9	68.8	25.4	8.9	5.5	28.3	26.1	15.3	10.6	
ノルウェイ	16.2	100.0	24.0	8.5	14.3	76.0	26.2	8.5	2.7	38.3	37.1	20.6	16.5	
ドイツ	15.3	100.0	39.2	17.0	19.8	60.8	26.5	2.8	2.8	28.8	27.5	18.1	9.4	
カナダ	11.9	100.0	16.9	5.5	11.1	83.1	37.1	6.6	11.1	26.3	24.1	15.5	8.6	
イギリス	15.7	100.0	17.9	7.3	10.0	81.8	27.6	7.9	10.9	35.2	33.7	19.6	13.8	
日本	14.1	100.0	35.3	13.3	18.0	65.1	23.0	14.7	11.5	15.5	13.7	5.4	8.3	
アメリカ	12.8	100.0	25.4	10.9	13.4	74.6	35.5	9.1	12.0	18.1	15.9	8.0	8.0	

(資料) OECD, REVENUE STATISTICS : 1965-1994

中に存在し得るかと思うような感じがするかもしれませんがせん。しかし、デンマークは、今回社会保障の問題でEUの通貨統合から一時外れますが、かつてのECから拡大していったときからの有力なメンバーでありまして、この政府関係者とか学者にいわせますと、一種の戦略がちゃんとあるとこの国です。

それはどういう戦略かというのと、一つは国際市場と絶対縁を切ってはいけない。輸入制限とかマーケット規制を基本的にやらない。デンマークは小国ですけれども、そういうふうによりヨーロッパの中で国際的な市場と結びついて生きていた。そういうマーケットを基本的には使うという意味で、効率性を維持していく。その一方で、税制はなるべく個人レベルに介入しろということで、個人所得税と、付加価値税で個人の所得とか消費の部分にできるだけ関与する、しかし、企業の意味

か経済組織のあり方がそういうものに本来必ずしもなじまないということもありますし、アメリカのように非営利機関が非常に発達しているわけでもない。アメリカのセーフティネットは、どちらかというところと非営利機関です。社会福祉とか医療に関して、いろんな非営利機関が存在している。そういう社会と、日本のように、セーフティネットは政府がつくる必要があるだろうと思ってる人間、その辺の考え方の違いであると思いません。

私が一つ大変気に入っている考え方があります。デンマークにバルダンという学者がいます。私の友人でもあります。

日本の常識からいうと、デンマークはとんでもない国で、とても受け入れがたい国であります。租税負担率だけで国民所得の六割、GDPの四割という国でありまして、どうしてそんな国が世の

決定にはなるべく関与しないような税制をつくる。そういう税制のもとであれば、一方で国際市場のマーケットとつながることによって効率性を維持し、他方、企業の意味決定にできるだけ関与しない税制をとることになれば、かなり高い課税水準でも効率性は余り犠牲にしないで済んで、しかも、ある程度の福祉水準を維持できる。これがバルダンという人の考え方です。

そんなふうにならうまいかというのと、それほど単純にはうまくいかないかもしれません。ただ、考え方としては、今申し上げましたように、ある程度の規模の政府を維持してセーフティネットを国民に張っておく、その財源の徴収は、できるだけ所得税か付加価値税というところに求めて、なるべく企業には影響を及ぼさないようにするということがあります。

こういう考え方は、今後の日本の税制を考えて

いく上で一つのヒントだと私は考えております。別の言葉でいえば、将来日本の税制は、一つは消費税が柱になっていくでしょう。それから、この辺がいつも多くの人と意見が食い違うのですが、私は所得税がもう一つの柱になる。そういう中で、逆にいえば、法人税のようなものは今後ウエートがかなり下がっていくだろう。下げざるを得ないということでもあります。そういう意味での今後の税制の選択を私は考えているということになります。

## 六、今後の税制のあり方

そうなりますと、具体的になれば問題はたくさん起こってくるわけで、例えば、消費税は、現在五％ということになりましたが、経済的にいえば総需要という面では評判が悪かったわけでありま

すが、今後これをどういう形で育てていくのかということになります。

順番としては大変難しいと思いますが、私は今既に起こっております地方も含めた法人税のウエートを下げることを通じて、まず財政における企業組織への干渉を減らすことをまず第一に取り上げるべきではないかと考えています。

その次は、私はどちらかというと、確かに政治的にも一般の人に対して訴えるのが非常に難しいわけでありすけれども、まず法人税の整理を重点に置いてゆき、むしろ所得税の減税は余りしない方がいい。しない方がいいという意味は、所得税は、税収規模としてはもう落とす必要がないというのが私の考え方です。もちろん、その中で税率の調整はきちんとするべきだと思いますが、所得税のウエートをそれ以上下げた必要はない。むしろ、考え方としては、消費税を法人税減税の

財源として考えていくことになるだろうと思えます。ただ、これをストレートにやりますと、当然総需要に及ぼす影響という点も一つ出てまいりますから、タイミングの問題は極めて重要です。

もう一つは、法人税の減税と消費税の増税を組み合わせるというのは、同じレベルの議論としては非常にやりにくい議論です。私が前からいっていることなので、もう聞き飽きたというかもしれないですが、消費税は今後地方分権の財源として考えるべきだというのが私の基本的な考え方でありまして、これは地域の住民などの選択なりコントロールがより効くような形で、消費税をできるだけ地方に移していくという分権の議論として考えていくことが重要ではないかと考えております。

日本の消費税は、意外でもないのですが、表4にありますように、標準税率が低い割には税収徴

収率は割と高いのです。それはヨーロッパに比べますと、非課税取引が少ない、またゼロ税率のよなものがありますので、割と税収徴収率が高いのです。ですから、ヨーロッパの感覚でいうと、例えばスウェーデンは二五％ですが、日本の場合には、そんなふうにはならないだろうと思えます。

ヨーロッパの付加価値税は、比較的非課税取引が多いものですから、標準税率が高い割には、それほど税収徴収率が高いわけではない。だから、日本の場合には、その消費税率がヨーロッパ並みになることは私はないと思います。それは、むしろ分権の財源として、サービスときちんと対応させるという考え方をとるべきだと思うのです。つまり、国税として取っておりますと、何に使われるか国民はよくわからない。しかし、地方になりますと、ある意味で地方の公共サービスに対する

表5 法人税の調整後税率（年所得800万円超）

	法定税率	調整後税率	調整後税率の計算方法
①平成9年度 法人税 道府県民税法人税割 市町村民税法人税割 事業税 計	37.5 5.0 12.3 12.0 66.8	33.48 1.67 4.12 10.71 49.98	$(100 - ①) \times 0.375 : ②$ $② \times 0.05$ $② \times 0.123$ $100 \times 0.12 / 100 (1 + 0.12) : ①$
②平成10年度 法人税 道府県民税法人税割 市町村民税法人税割 事業税 計	34.5 5.0 12.3 11.0 62.8	31.08 1.55 3.82 9.91 46.36	$(100 - ①) \times 0.345 : ②$ $② \times 0.05$ $② \times 0.123$ $100 \times 0.11 / 100 (1 + 0.11) : ①$
③事業税外形標準化 法人税 道府県民税法人税割 市町村民税法人税割 外形標準税 計	34.5 5.0 12.3 — 51.8	34.50 1.73 4.24 — 40.46	$100 \times 0.345 : ①$ $① \times 0.05$ $① \times 0.123$

\*\*事業税課税所得=100（事業税損金算入前所得=112）

一一％に若干下げられますが、法人事業税は、  
 税収変動が非常に激しく、また、地域的にも税  
 源が非常に偏在しているため、地方の行政にと  
 りまして非常にやりにくいので、これを変える  
 ということだと思えます。  
 法人事業税を今後どうしていくかということ  
 ですが、表5を見ていただきたいと思います。  
 これはご存じだと思いますが、大蔵省が、以前  
 は法人税の「実効税率」と呼んでおりましたも  
 ので、最近では「調整後税率」と呼んでいるも  
 のですが、平成九年度は四九・九八％でござい  
 ました。計算方法が書いてございますので、一  
 体この数字はどうやって計算されて出てきたも  
 のかということは右の欄を見ていただきたいと思います。  
 事業税が損金算入になりますので、  
 それを事業税と法人税で調整しているというこ  
 とであります。一〇年度は、法人税が三四・五

表4 付加価値税の国際比較（1994年）

	VAT税収 GDP比	総税収 GDP比	VAT 総税収 構成比	税率構造		標準税 率税収 力	税額控除 方式	事業者 免税点	簡易課税 取引額上限	個別消費 税費 GDP比			
				軽減	標準						US \$	US \$	%
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J				
デンマーク	10.0	51.6	19.4	—	25	0.40	インボイス	3,425	—	5.6			
スウェーデン	8.1	51.0	15.9	6/12	25	0.32	インボイス	—	—	5.0			
フランス	7.6	44.1	17.2	2.1/5.5	20.6	0.37	インボイス	14,000	591,220	4.0			
ドイツ	7.1	39.3	18.1	7	15	0.47	インボイス	21,352	—	3.7			
オランダ	6.7	45.9	14.6	6	17.5	0.38	インボイス	2,130	—	3.9			
イギリス	6.7	34.1	19.6	0/2.5/8	17.5	0.38	インボイス	75,441	—	4.7			
イタリア	6.4	41.7	15.3	4/10/16	19	0.34	インボイス	6,570	—	4.4			
カナダ**	5.6	36.1	15.5	0	7	—	インボイス	22,760	151,750	3.1			
アメリカ***	2.2	27.6	8.0	—	—	—	—	—	—	—			
日本	1.5	27.8	5.4	—	3	0.50	インボイス	269,060	1,793,720	2.4			

\*総負担=租税負担+社会保障負担

\*\*カナダ：州小売上税がある

\*\*\*アメリカ：地方小売上税のみ

OECD. CONSUMPTION TAX TRENDS

対価という非常にはつきりした考え方をとること  
 ができ、後でちょっとお話しできると思いますが、  
 外形標準課税なるものを考えていくことができると  
 思います。  
 そういたしますと、そこでは地方の公共サービ  
 スと、消費課税の税率なりとが一つのセットの議  
 論になってまいりますので、もっと目に見える形  
 のサービスとの対応ということでも考えられるので  
 はないかという気がいたします。ですから、そう  
 いう形で今後消費課税は地方課税として考えて、  
 特に都道府県や市町村の行政サービスとの対応関  
 係で考えていくという形をとることが、今後の消  
 費課税のウェイトを高めていく戦略であろうと思  
 います。  
 法人課税に関して申しますと、焦点は地方の事  
 業税ということになります。一〇年度の税制改正  
 で、国税の法人税は三四・五％になる、事業税も

%、事業税が一%ですので、調整後税率が四六・三六%に下がるといふことであります。

もう一段何をするかというところ、その下に書いてあります「事業税外形標準化」でありまして、事業税が外形標準化してなくなりまして四〇・四六%になる。事業税の外形標準化によって、法人税の調整後の税率を四〇%に下げる、こういうのが恐らくシナリオであろうと思います。我々もそういうことで結構だろうと思えますけれども、しかし、この事業税の外形標準化、今いわれている所得型付加価値税はややくせ者でございます、これを経済界がどう受けとめるかが、場合によっては今後の租税政策の分岐点になり得ると私は思っております。

今の日本の消費税は消費型付加価値税と申しまして、売上げから資本財あるいは棚卸し資産のようなものを全部一遍に控除してしまう方式です。

税とはいいたい部分があります。ですから、経済界の人たちが、法人税の代わりとして、特に事業税を廃止した代わりとして所得型付加価値税を一体どういう感覚でとらえるのか、これが一つは、今後の税制を考える上で大きな分岐点になると私は考えております。

これは、法人税と余り違わない。したがって、これではだめだというのであれば、これはもっと消費型の付加価値税の方に行かざるを得なくなっていると思われませんが、その辺の判断を一体経済界はどうするかという点に、私は今割と注目しております。しかし、いづれにしても、法人事業税の外形標準化ができれば、いわゆる法人所得にかかる実効税率は四〇%ぐらいに低下してくるといふことで、今後アメリカ、イギリス並み、むしろアメリカよりは少し低いぐらいのところになってくるといふシナリオが描けることになります。

それに対して、所得型付加価値税は、決算利益に支払い利子とか支払い賃金とか支払い賃賃料を積み上げる方式で、加算法といわれる方法がとられます。実は同じ付加価値税といいますが、消費型のような消費型と所得型はかなり性格が違う。

消費型付加価値税は、まさに生産物の価格という点に注目いたしましたして、政府がいろいろサービスを行うことによって、生産コストが低下する、そういう形で消費者が利益を受ける、それに対して、担税力を求めるという形で消費課税を行うのがこの消費型付加価値税の考え方です。それに対して、所得型付加価値税の場合には、政府のサービスなどによって、賃金とか利子とかの所得がふえるという考え方に立ちますので、これはむしろ所得課税に近い考え方になる。

所得型付加価値税は比較的法人税に近い、まさに法人税の外形化したものでありまして、消費課

しかし、そういう法人税の減税をやるときに、今いったように代替財源を消費課税に求める、あるいは外形標準化したものに求めていくことになりまして、所得税の減税の余地はなくなってしまうが、それは、先ほどいいましたけれども、私はしようがないと思っています。日本の所得税の特徴は、五〇%と税率が高い、あるいは住民税を加えますと六五%で高いとよくおっしゃいますけれども、しかしそれが課されているのは給与所得や事業所得だけでありまして、利子や配当はみんな二〇%とか一定の税率に押さえられているわけです。

また、確かに限界税率は高いわけでありませけれども、一方で課税最低限が高いので平均的な税率は低いのです。ですから、私は平均税率を下げの意味での減税はもう必要ないといっているわけです。ただ、労働意欲とか経済的に考えますと限

界税率は下げる必要があつて、五〇%のところは下げる必要はあるだろうと思ひます。しかし、平均税率を余り下げる必要性はない。課税最低限はもう十分な高さにありますので、それをさらに引き上げる必要性はないと思つております。だからといって、課税最低限を引き下げるのがいいかというところ、今はそういう戦略も余り好ましいとは思ひません。

むしろ私がいつもこういうところで申し上げているのは、年金と利子に対して、課税のシステムをきちんとする方がいいということであり、年金に課税するのは好ましくないという方も見ませんが、例えば表6の申告所得税の統計を見ますと、合計所得が二〇〇〇万円を超えるような人たちの一五〜一六%ぐらいは高齢者でございます。つまり、年金以外に給与所得とか利子所得、配当所得とかを持っている方でいらっしゃる

ます。そういう方からは、当然年金も課税ベースに含めて徴収すべきだというのが私の基本的な考え方であり、この方が、世代間の公平という点では消費課税よりもはるかにターゲットがはっきり絞られております。消費課税の場合には、当然若い世代も負担いたしますけれども、年金を課税ベースに含めてきちんと課税するようになります、これは比較的裕福な高齢世代への課税に限定されますので、世代間の公平という点では割とはっきりしている。

あるいは利子についても同じでありまして、今は六五歳になりますと、もちろん一定の範囲の金額ではありますけれども、完全に非課税になつてしまひますが、その必要性は私はないと思つております。所得なり資産なりを他の形で持っているケースであれば、高齢者であっても租税を負担してもらつて

表6 申告所得税における高額所得者の申告状況

	申告者実 人員総数	合計所得2000万円超			
		申告者 実人員		年金 申告者	割 合
		千人	人	%	人
	A	B	B/A	C	C/B
1990	8,547	387,245	4.5	55,712	14.4
1991	8,563	412,225	4.8	57,166	13.9
1992	8,578	271,508	3.2	42,685	15.7
1993	8,428	284,623	3.4	44,467	15.6
1994	8,223	243,218	3.0	43,731	18.0
1995	8,021	272,071	3.4	47,955	17.6

\* 合計所得：源泉分離課税対象所得は含まれない  
国税庁『申告所得税の実態』

今後間違ひなくふえていくのは年金でありまして、今後急激にふえてゆく年金所得を課税の形で所得税の課税最低限を上回る人たちから徴収して、それを若い世代の負担減に回す、消費税率の急激な引き上げを押しさえるといったところに使つていかなないと、余りに消費税、消費税と、所得減税の財源も消費税、法人税減税の財源も消費税といひますと、今度は逆に総需要に対して非常に影響が大きくなつてくる。消費税に余り過大な負担を負わせないようにやつていく必要があるのではないかと思つております。

## 七、金融・証券課税の今後

最後に、金融・証券課税について一言申し上げたいと思ひますが、一〇年度改正なり、これをめぐる議論の中で、日本の従来の租税政策をめぐる

考え方がやや変わってきたのではないかと思っております。

その一つは、税収確保と経済取引との関係に対して、従来主税局は非常にかたくなであったと思います。つまり、税制が経済取引に影響を及ぼす、その結果税収が減ってしまうことに対して、従来そういうことを余り考慮していなかったといえますか、余り考慮しなくなかったということだったと思うのですが、その考え方が変わってきていると思います。

例えば、法人税の場合もそうですし、金融・証券課税もそうですが、開放的な社会、特に今度のビッグバンのようになりますと、資金が自由に移動していく、あるいは企業も移転していく社会では、税制に対して非常に敏感となり、租税制度がむしろ経済取引なり企業の立地なり資金の移動に大きな影響を及ぼしていく。ですから、そこで税

収を上げようとしてくだりますと、むしろ取引がかなり逃げてしまふとか、取引そのものが阻害されてしまふ。そういう認識がかなり強まってきたということでもあります。

それにかわってむしろ、ビッグバンの「ウィインブルドン効果」とよく申しますけれども、確かに税率水準を大幅に下げると、そこでは税収を失いますが、その結果、経済取引が活発になって、雇用の拡大という形で税収が上がる、そういう発想をせざるを得なくなってきたということだと思っております。もちろんそれは完全にそうなったということではありませんけれども、そういう考え方に少し変わってきているということだと思います。そういうことが、今後の税制を考える上でだんだん無視できなくなってきたということに、ようやく認識がある程度深まってきたということでもあります。

もう一つの点は、日本の税制に固有な「みなし課税」という考え方にも見直しが迫られてきたということだと思います。みなし課税は、簡単にいえば、納税者と徴税者の便宜が非常に重要視された方法です。つまり、きちんと正確に所得や取引を把握しないで、外形的に課税をするというやり方です。これは日本の場合にはたくさんあります。先ほどの外形標準税もそういうことになるのかもしれませんが、日本で特に大きかったのは所得課税関係のみなし課税で、キャピタルゲイン課税の株式の譲渡益は取引価格の五・二五％を所得だとみなして課税している。配当の調整も、今日本では部分調整ですが、税額控除は一種のみなしです。また、もともと源泉徴収のみなし課税です。支払い段階はあくまでもグロスの所得であって、これをもらった人が経費などを勘案して、調整した結果が純所得になるわけで、支払い段階で

課税するというの是一种のみなし課税です。

日本の場合には、こういう源泉徴収制度が非常に広範に普及している。非居住者にも適用されることになっている。あるいは、正確な所得を算出しないで、外形的に株式の分離課税のようなもの、あるいは部分調整のような一律調整をやってきたのです。確かにこれまではこういうことが非常にいい税制だとみなされていた。税収は早期に確保できるし、しかも税務行政コストもかからないし、申告する側も申告コストが小さくて済む。

ただ、こういうみなし課税がグローバル化する経済の中ではまずいことだという認識も深まってきている。例えば、支払い段階でグロスで課税してしまいますと、普通ネットの所得に対するよりも課税が多くされる可能性がある。それを取り戻すために、非常にコストをかけなければいけない。例えば外税控除のように、取り戻すためにか

なりコストをかけなければいけない問題が起こってくる。あるいは、利子に対して非居住者にも源泉徴収をかけますと、いずれ税額控除されますが、それまでの間に運用益を失ってしまうとか、申告コストが二重にかかるという問題も認識されてきている。あるいは、株式の売買を行って、源泉分離課税を選択していますと、キャピタルロスが生じて、五・二五%の利益が発生したとみなされて課税される。

こういうようなみなし課税のあり方がまずいということとは、国際的にもあるいは国内でもだんだん認識されてきている。それが今回の場合、有価証券取引税とか印紙税の大幅な軽減につながった一つのケースです。有取税とか印紙税は全くみなし課税です。有取税で何が発生しているか、それは所得かサービスですけれども、それを確認しないで、取引の段階で取引高に課税をするというや

り方だった。そういうみなし課税の整理が今後始まるだろうと私は思っております。

いずれ今後は、株式の場合でも源泉分離課税から申告分離の方に全体としてはどうしても動いていかざるを得ない。ストック・オプションでも、今度は源泉分離は認めないで、申告分離だけを認めるということになっているのは、ある意味で当然だと思えます。

それからもう一つ大きな問題として残っているのは、支払い配当の調整方式でございます。これも従来のアメリカのような、思い切って税率を引き下げの中で二重課税調整を小さくするやり方も無論あると思いますが、今後日本のような場合には、今の部分調整であるみなしの一律の税額控除調整からインピュテーションというようなグロスアップをしてそれを控除していく方式も、みなし課税を見直す中で一つの選択肢として今後議論

されていく可能性がある。今のところ、法人税に關しては税率を引き下げる、あるいは課税ベースを適正に調整することに重点が置かれておりますが、そういう後に控えているのがこの法人税の構造問題でありまして、それも課税と経済取引との関係、みなし課税に対する見直しという大きな潮流の中で、恐らくそういうものが議論されていくのではないかと考えております。

時間が過ぎてしましまして、最後は駆け足になりましたが、これで私のきょうの話は終わらせていただきます。(拍手)

小山理事長 ありがとうございます。

それでは、これで本日の講演を終わります。

(みやじま ひろし・東京大学教授)

本稿は、平成一〇年五月七日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。